北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が以下の㋐の基準を満たす電気設備工事であることを確認できる場合に限る。（入札説明書参照。）。

㋐　電力貯蔵設備を更新、新設又増設する工事で次の内容を含むもの。

・無停電電源装置（ＵＰＳ、ＣＶＣＦ）

㋑　電力貯蔵設備を更新、新設又は増設する工事。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の電気設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の電気設備工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大である者とする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期限

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「特許庁総合庁舎改修㉕電気設備その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年７月29日

法務省大臣官房会計課長　村松　秀樹

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第168号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　担保法改正に伴う動産・債権譲渡登記システムの改修等業務の請負　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年８月18日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　大石　　努　電話03―3580―4128

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年７月29日から令和７年８月18日まで

⑵　交付場所　電子調達システムにて交付する。

４　仕様書案の説明会　実施しない。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Repair work of The Movables Assignment Registration System and The Claim Assignment Registration System related to an amendment to a collateral law, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　18 August 2025

⑷　Contact point for the notice : OISHI Tsutomu, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan TEL 03―3580―4128

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年７月29日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長　大小原　努

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12

○第28号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等物品及び数量　Ｘ線回折ビームライン用光学系・輸送チャンネル機器の整備　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年８月19日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒263―8555 千葉市稲毛区穴川４－９－１　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構財務部契約課　電話043―206―6262　E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年７月29日から令和７年８月19日まで。

⑵　交付方法　当機構ホームページを確認すること。ただし、交付は土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く平日に行う。

４　仕様書案の説明会

⑴　日時　令和７年８月７日14時00分

なお、説明会に参加を希望する場合は所定の参加申込書を提出すること。

⑵　場所　〒980―0845 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468―１　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　NanoTerasuセンター（仙台地区）　NanoTerasu会議室２

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 24

⑵　Nature and quantity of the products to be manufactured : Fabrication of optics instrumentation for an X-ray diffraction beamline 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM, 19 August, 2025

⑷　Contact point for the notice : Contract Section, National Institutes for Quantum Science and Technology, 4－9－1 Anagawa, Inage-ku, Chiba-shi 263―8555 JAPAN (TEL. 043―206―6262, E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp)